主 文 本件控訴を棄却する。 ュ 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人小林幹司が提出した控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

ころで所論は、本件道路標識が、右の設置場所欄記載の位置すなわち本件道路 を南進してきた車両からみて本件交差点手前の左側の路端又は右折して進入する場 所の前面に設置されることなく、本件交差点出口に当たる前記位置に設置されてい ることは違法である旨主張するのであるが、関係各証拠なかんずく原審第二回公判 調書中の証人丙の供述部分、同人の検察官に対する供述調書抄本、同人作成の昭和 五三年一〇月五日付及び同五四年五月八日付の道路標識の設置状況についての各報 告書、司法警察員丁及び検察事務官戊作成の各実況見分調書の各記載及び被告人の 当審公判廷における供述に照らすと、本件交差点で本件道路に東西に交わる道路は 己の南側川岸に当り、同交差点手前部分は同川に架けられた長さ約三〇メートルの 庚橋になっているため、その橋上に丈夫で安定性の高い標識用の柱を設置すること は特に用機である。 は技術的に困難であること、もつとも本件交差点の北東側角のいわゆる隅切り部分 付近の路端には橋上に当たらない部分が若干あつて、ここに右柱を設置することは 下近の崎崎上に当たらない部分が右下のって、ここに石柱を設置することは 技術的には可能であると考えられるが、その場合には既設の電柱と並立することと なつて同所を左折しようとする車両の運転者にとつて左折方向の安全を確認するに ついて相当程度の妨げとなりまた比較的細い柱を用いようとすれば、その高さは自 ら制限されざるを得ず、そうとすると右庚橋が中央部分の盛上つたいわゆる太鼓形 である関係上本件交差点の北側井土ケ谷駅方面から見た場合の視認性が相当に悪く なる状況にあることもうかがえるのであつて、本件標識が原則的設置場所である右 交差点手前の左側の路端に設置されなかつた理由もそのような状況が考慮されたた めであることが認められる。一方本件標識は前記のとおり本件交差点出口の対面信 号機の燈機と併列して設置されているものであるところ、原判示のとおり約二〇〇 メートル手前からこれを視認することができ、また約五〇メートル手前からその標

識の下部に設置されている補助標識の文字も確認できることが認められるのであて、本件交差点を右折してその入口に接近進行してくる車両(当然高速度ではない)の運転者にとつてこれらが極めて気づきやすく、しかも見やすい位置に設置れており、これら運転者は本件交差点に近づく相当以前から本件標識等を協立した。更に同交差点入口手前約三〇メートル(前記五〇メートルがあるとができ、更に同交差点入口手前約三〇メートル(前記五〇メートルがあるととができるの間の距離の二〇メートルを減じた距離)の地点まで接近すれば、本の補強標識の文字をも読み取ることができるのであり、なお本件の場合は、当時であるとができなくても、前記のとおりたまする標識が二といるの標識を見るだけでも概ね判断し得るものということができるのであるとはからの標識を見るだけでも概ね判断し得るものということができるのであるとはからの標識を見るだけでも概ね判断し得るものということができるるとはかられる。

「大学官」で、以上の状況に基づき、一方記」で、 「市記」で、以上の状況に基づき、 「一方記」で、以上の状況に基づき、 「一方記」で、以上の状況に基づい、道路標識をこの表の表の表ので、 「一方記」を一方に基づい、道路標識をこの表の形状その他公グ要由に合い、道路標識位まれた。 「一方記」を一方に表して、 「一方記」を一方に表して、 「一方記」を一方に表して、 「一方記」を一方に表して、 「一方記」を一方で、以上の状況に基づいの地域であるに設置である。 「一方記」を一方で、以上の状況に基づいの地域であるに設置である。 「一方記」を一方で、以上の状況に基づいの地域であるに設置であるに設置である。 「一方記」というできると、 「一方記」を一方で、以上の状況に基づいます。 「一方記」を一方で、以上の状況に基づいます。 「一方記」を一方で、以上の代表で、 「一方記」を一方で、以上の代表で、 「一方記」を一方で、以上の代表で、 「一方記」を一方で、以上の代表で、 「一方記」を一方で、以上の代表で、 「一方記」を一方で、が場切を一方でする。 「一方記」を一方でする。 「一方記」を一方でする。 「一方記」を一方で、 「一方記」に、 「一方記」を一方で、 「一方に、 「一方に、

が「東国決が」「被告人及び弁護人の各主張に対する判断」として説示しているところは、結論においては十分これを肯認することができるから、その法令の適用には格別誤りはないものと認められる。論旨は理由がない。 よつて、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決

よつて、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決 する。__________

(裁判長裁判官 千葉和郎 裁判官 永井登志彦 裁判官 中野保昭)